

臺灣總督府廳長ハ其ノ發スル命令ニ拘

留又ハ科料ノ罰則ヲ附スルコトヲ得

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

臺灣總督府蕃務警視特別任用ノ件

右謹テ上奏シ恭シク

聖裁ヲ仰キ併セテ樞密院ノ議ニ付セ
ラレムコトヲ請フ

大正九年六月二十九日

内閣總理大臣原敬



勅令第 號

臺灣總督府蕃務警視ニシテ航空機ニ關
スル事務ニ従事スル者ハ陸軍將校又ハ
海軍將校ニシテ航空機ニ關スル學識經
驗ヲ有スル者ノ中ヨリ高等試驗委員ノ
銓衡ヲ經テ特ニ之ヲ任用スルコトヲ得
前項ノ規定ニ依リ陸軍又ハ海軍ノ現役
將校ヲ任用スル場合ニ於テハ其ノ官等
ハ高等支官轉任ノ例ニ依ル

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

又官任用令中改正ノ件

右謹テ上奏シ恭シク
聖裁ヲ仰キ併セテ樞密院ノ議ニ付セ
ラレムコトヲ請フ

大正九年六月二十九日

内閣總理大臣原敬

